

札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。
- (2) 第6条第1項中「利用者負担」を「第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。
- (3) 第7条の見出し中「利用申込みに対する」を削る。
- (4) 第14条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領（法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により教育・保育給付認定保護者に代わり市町村が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を特定教育・保育施設が受けることをいう。次条において同じ。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額を

いう。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。

(5) 第14条第4項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもも(施行令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どももをいう。イにおいて同じ。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(同条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。)がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(同条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども(施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を

除く。) である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

- (6) 第21条第5号中「教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。
- (7) 第36条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「第2項」の次に「と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」を加える。
- (8) 第37条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「2号認定子どもの数」との次に「、「1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と」を加え、「第14条第4項第3号中「除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」」とあるのは「」を「第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを」に改める。
- (9) 第39条第1項中「特定地域型保育事業」の次に「（事業所内保育事業を除く。）」を加え、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。
- (10) 第40条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第2項中「3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「教育・保育給付認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子ど

もが」に改め、同条第4項中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

(11) 第41条中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

(12) 第42条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により教育・保育給付認定保護者に代わり市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を特定地域型保育事業者が受けることをいう。第44条において読み替えて準用する第15条において同じ。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

(13) 第44条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、「連携協力の概要」との次に「、「第14条」とあるのは「第42条」とを加え、「「3号認定子ども」を「「満3歳未満保育認定子ども」と、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「第15条第1項」を「第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）について」と、第13条の見出し中「教育及び保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項」に改め、「地域型保育給付費等」との次に「、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」とを加える。

(14) 第45条第2項中「、前項」を「前項」に、「3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（前条において読み替えて準用する第8条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る3号認定子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る1号認定子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「1号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第46条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選又は申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3

号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

- (15) 第46条第3項中「には特定利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

- (16) 第48条第1号中「第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第2号中「第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

- (17) 附則第2条中「以下」を「次項において」に、「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう」を「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第20条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ）に、「（法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）を「当該特定教育・保育」と

あるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

- (18) 附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の3において準用する同法第13条第1項又は第14条第1項の規定による報告等の命令又は当該職員の質問若しくは検査については、改正後の第48条第1号又は第2号の規定は適用しない。

（理 由）

幼児教育無償化に関する法令改正に伴い、子育てのための施設等利用給付について過料に係る規定を設けるほか、保育園等における食事の提供に要する費用の取扱いを変更する等のため、本案を提出する。